

東京工芸大学における研究活動等に係る不正防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、東京工芸大学(以下「本学」という。)において、研究活動(以下「制作活動」を含む。)・支援に係るすべての教職員等、(以下「教職員等」という。)が、研究活動に係る不正及び公的研究費の取扱いに係る不正を防止することで、研究の信頼性、公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(規範意識)

第2条 教職員等は、研究活動に係る不正及び公的研究費の取扱いに係る不正を行ってはならない。
2 教職員等は、研究活動に係る不正及び公的研究費の取扱いに係る不正の防止に努めなければならない。
3 教職員等は、不正防止の徹底を図るために別に定める「東京工芸大学における研究活動等に関する行動規範」を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において「教職員等」とは、本学において研究活動等に携わるすべての者をいう。
2 この規程において「公的研究費」とは、次の各号に掲げるものをいう。
(1) 科学研究費補助金等の競争的研究資金
(2) 前号に掲げるもののほか、政府機関等の公的機関が配分する研究費
3 この規程において「研究活動等に係る不正」とは、次の各号に掲げるものをいう。
(1) 捏造：教職員等が調査や実験等を行わなかったにもかかわらず、取得できたかのようにデータその他の研究結果を作成すること。
(2) 改竄：教職員等が調査や実験等をもって取得できたデータそのほか研究結果を、根拠なく修正又は削除すること。
(3) 偽造：計測・実験機器等を故意に操作するなどによって、正当な作業では得られないデータその他の研究結果を取得すること、又は調査方法を故意に決定して都合の良いデータその他の研究結果を取得すること。
(4) 盗用：出典を明らかにせず、他人が作成又は発表したデータその他の研究結果を引用し、又は要約を作成すること。
(5) 虚偽申請：捏造、改竄、偽造、盗用等によって作成された研究結果をもって、公的研究費の取得のための申請を行うこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、不正な手段によりデータその他の研究結果を取得、公表等すること。
4 この規程において「公的研究費の取扱いに係る不正」とは、次の各号に掲げるものをいう。
(1) 虚偽の申請によって、出張費用、物品費用、アルバイトの報酬等を受けること。
(2) 架空の契約によって、本学に代金を負担させ、業者等に預け金として管理させること。
(3) 公的研究費を、当該研究費の使用ルールに定められた用途以外の用途に使用すること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、公的研究費の取扱いに関して正当でない行為を行うこと。

(責任体制及び職務権限)

第4条 この規程における目的遂行のために、公的研究費の取扱いに係る責任体制における責任者を次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 最高管理責任者：公的研究費の取扱いに関して最終的な責任をもつ者として、学長を充てる。
(2) 統括管理責任者：最高管理責任者を補佐し、公的研究費の取扱いに関して本学全体を統括する責任をもつ者として、工学部長、芸術学部長及び大学事務局長を充てる。
(3) 部局責任者：公的研究費の取扱いに関して各学部を統括する責任をもつ者として、工学部事務部長及び芸術学部事務部長を充てる。
(4) 運営担当者：公的研究費の取扱いに関する本学内外からの相談窓口として責任をもつ者として、厚木キャンパス教育研究支援課長及び中野キャンパス教育研究支援課長を充てる。
2 前項各号に掲げる者を含め、公的研究費の取扱いに係る責任体制及び職務権限については、別に

定める「東京工芸大学における公的研究費の取扱いに関する職務権限規程」による。

(不正の疑義)

第5条 不正の疑義に関する本学内外からの通報又は告発窓口は、本学の顧問弁護士が所属する「番町総合法律事務所」とする。

2 前項における通報又は告発は、顕名による。

3 不正の疑義が生じた場合の本学の対応等については、別に定める「東京工芸大学における研究活動等に係る不正防止に関する委員会規程」による。

(不正に対する処分)

第6条 教職員等の不正の事実が明らかになったときは、厳正な処分を行う。

2 前項の処分の程度については、本学の内部規程による。

(不正防止の推進)

第7条 公的研究費の適正な取扱いを推進する部署として、公的研究費不正防止計画推進室を置く。

2 前項の担当業務等については、別に定める「東京工芸大学公的研究費不正防止計画推進室設置要項」による。

(検収等の体制)

第8条 公的研究費の適正な取扱いの徹底を目的として、物品の納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況の確認等を行う体制を置く。

2 前項の主たる担当部署として、法人事務局管理課(厚木担当及び中野担当)を充てる。

3 第1項の担当業務等については、別に定める「東京工芸大学検収体制要項」による。

(業者との取引)

第9条 公的研究費の適正な取扱いの徹底を目的として、本学と取引を行う業者に関して不正の事実が明らかになったときは、取引停止等の措置を講じる。

2 前項の取扱い等については、別に定める「学校法人東京工芸大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」による。

(モニタリング及び監査)

第10条 公的研究費の適正な取扱いの徹底を目的として、本学独自の不定期のモニタリング及び定期監査(以下「内部監査」という。)並びに外部機関による定期監査を行う。

2 モニタリングの主たる担当部署として、法人事務局経理課を充てる。

3 モニタリング担当部署は、公的研究費不正防止計画推進室と連携して業務を行う。

4 内部監査の主たる担当部署として、法人事務局管理課(厚木担当及び中野担当)を充てる。

5 モニタリング及び監査に関する業務等については、別に定める「経理規程」及び「東京工芸大学における研究活動等に係る不正防止に関するモニタリング及び監査に関する規程」による。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。